

皆様のご意見・ご提言をお聞かせください。

大阪市では「大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱」の一部改正（案）について、市民の皆様からのご意見・ご提言を募集しています。

○応募方法

裏面の記入用紙にご意見・ご提言を記入の上、下記の宛先にお送りください。

（※郵送、FAX、電子メール、持参でも受け付けております。電話での受け付けは行っておりませんので、ご了承ください。）

○応募期限

令和8年8月7日（金）必着

○「大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱」の一部改正（案）について

本市では、保育施設等の利用に係る申込みや調整等の取扱いを「大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱」（以下「本要綱」という。）に定め、保育利用の必要性を点数化して点数順に利用を可能とするポイント制等の仕組みにより、分かりやすい利用調整を実施し、利用調整事務における透明性等を確保してきたところです。

本市独自の0～2歳児の保育無償化の一環として、認可外保育施設に区分される企業主導型保育事業の0～2歳児の利用についても、国による無償化対象世帯以外の世帯も本市独自に無償化対象とし、令和8年9月利用分から保育料を無償化しますが、一方で、本要綱の別表「保育利用調整基準」の「(2) 調整指数表」では、認可外保育施設の有償利用に係る加点の項目を設けていることから、本市の無償化事業との整合を図る必要が生じています。

また、国において、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）等が改正され、職員配置基準において「特定理学療法士等」が1施設1人に限り保育士とみなされる取扱いになりましたので、「特定理学療法士等」についても、市内の保育施設で一人でも多くのこどもの保育が実施できるよう、保育士と同様に優先的な利用調整の対象とすることが求められる状況です。

今回の改正案は、主にこれらの内容を整理することを目的としており、概要は別添「改正内容一覧（案）」のとおりです、
については、本要綱がよりの確に市民の保育ニーズ等を反映するものとなるよう、次のとおり市民から幅広く意見を募集します。

○宛先

〒530-8201

大阪市北区中之島1-3-20（大阪市役所内）

大阪市 こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課

電話 06-6208-8037 FAX 06-6202-9050

電子メールアドレス kodomoiken@city.osaka.lg.jp

ご意見・ご提言記入用紙

「大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱」の 一部改正（案）について

皆様のご意見・ご提言など、お書きください。

記入欄

お寄せいただきましたご意見・ご提言につきましては、個人情報を除き、公表する場合があります。
また、ご意見・ご提言に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

※ 差し支えなければ、下記についてお書きください。

〒 ー

住 所

氏 名

年齢（ ） 歳